農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２９年１０月１２日

（一社）岩手県農業会議

１　はじめに

　　改正農業委員会法が平成２８年４月１日に施行され、農業委員会組織は法令業務に加えて新たに必須業務とされた「農地等の利用の最適化」、特にも「担い手への農地利用の集積・集約化」及び「遊休農地の発生防止・解消」に高い成果が求められている。

このため、農業委員会組織は農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の活動及び業務推進の充実を図るとともに、「農地中間管理事業による農用地の集積・集約化の推進に関する連携協定」を締結した（公社）岩手県農業公社（以下「農業公社」という。）はもとより、岩手県農業法人協会（以下「法人協会」という。）及び岩手県認定農業者組織連絡協議会（以下「認定協」という。）、岩手県及び市町村、農協グループ、土地改良区組織と連携して、農地利用の最適化を強力に推進する。

２　農業委員及び推進委員の農地利用最適化推進活動の充実強化

1. 地域推進班による活動

原則として地域毎に農業委員及び推進委員からなる地域推進班（仮称）（以下「推進班」という。）を編成し、農業委員及び推進委員が連携して農地利用の最適化の推進に係る現地活動（以下「現地活動」という。）を行う。

1. 目標及び計画を明確にした活動

推進班は市町村及び農業委員会事務局の協力を得て、現地活動の目標と活動計画を具体化した農地利用最適化活動計画書（仮称）（以下「活動計画書」という。）を作成し、農業委員及び推進委員はこの活動計画書に基づき、計画的かつ効果的に現地活動を行う。

この活動計画書の主な内容は以下のとおりとする。

* 1. 農業委員及び推進委員は地域農業マスタープランの地域毎の検討メンバーとして話し会いに

積極的に参画し、担い手への農地の利用集積・集約に取り組む意欲の向上を図ること

②　今後営農継続が危ぶまれる農業者をリストアップの上、訪問活動により農地の貸借等の意向を把握し、「意向把握カード（仮称）」を作成すること

③　あっせん意向があった場合は、『あっせん相談カード（仮称）（以下「相談カード」という。）』に記載し、推進班及び農業委員会内で意向を共有しながら現地活動を行うこと

①の話し合いの中で、担い手からあっせん意向があった場合も同様とすること

④　担当する地域内で、特に担い手への農地の利用集積・集約を促進しようとする地区がある場合は、重点地区として設定し、集中的に活動すること

（３）活動状況の報告

農業委員及び推進委員は現地活動の状況を農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書（以下「報告書」という。）に記載し、農業委員会に報告する。

３　農業委員会業務推進の充実強化

1. 推進班の編成

推進班の編成に当たっては、農業委員会の実態により、効果的な活動体制にするよう配慮する。

1. 農業委員及び推進委員による農地利用の最適化の推進に係る定例的な情報共有及び協議

総会開催日などの機会に農地利用最適化推進検討会（仮称）（以下「検討会」という。）を定期

的に開催し、農業委員及び推進委員が情報交換や対策の協議を行い、農業委員及び推進委員が総意のもとで現地活動を行えるよう支援する。

また、検討会を活用して、農地利用最適化の推進に活用できる事業等の情報を提供する。

なお、総会に推進委員全員の出席を求めない農業委員会にあっては、推進班と検討会との連携

を図る。

1. 農地中間管理機構との連携

検討会には、農地中間管理機構である農業公社との連携を強化するため、原則として農地コー

ディネーターの出席を要請する。

農業委員及び推進委員、農地コーディネーターの現地活動による農地の出し手や受け手の情報

を記載した相談カードを整理するとともに図面を作成し、農業委員及び推進委員、農地コーディネーターが連携した効果的な現地活動を支援する。

また、実質的に農地の貸借が行われている農地について、農業委員及び推進委員の現地活動により契約状況を確認し、契約の適正化や農地中間管理事業による集積・集約化を推進するべき農地について整理し、相談カードに記載する。

さらに、意向把握カード、相談カード及び図面を随時更新し、実効性の保持に努める。

1. 効率的な農地利用状況調査及び利用意向調査の実施

　　　 ８月頃の農地利用状況調査に先立ち、推進班が担当する地域全体の農地利用状況を調査し、遊

休化が認められた農地について、農業委員会として複数の農業委員及び推進委員による確認を行うなどにより効率的な調査に努める。

　　　 また、この農地利用状況調査に当たっては、地図、航空写真や調査対象農地のリスト等を事前

に推進班に配布するとともに、判断のガイドラインを示して農業委員及び推進委員の判断の平

準化を図る。

　　　 利用意向調査に当たっては、必要に応じて農業委員及び推進委員の訪問など適正かつ迅速な

意向把握に努める。

　　　 農業公社に対する利用意向調査の情報提供や貸付意向通知に係る事務処理を迅速に行う。

1. 農地中間管理事業の借入基準に適合しない遊休農地についての対応

　　　 農地利用状況や利用意向に応じて、農業公社の登録農地への登録や農業委員会の相談カード

への記載により、農業委員及び推進委員、農地コーディネーターが連携した現地活動を支援する。

　　　 なお、耕作が見込まれない農地については、農地に該当するか否かを適切に判断する。

1. 農業委員及び推進委員の活動状況の把握、農地集積面積の確認

農業委員及び推進委員に対し、現地活動の状況を記載した報告書の提出を徹底する。

なお、農林水産省経営局農地政策課長通知にある「農業委員会の活動による担い手への農地集

積面積は、農地利用集積計画各筆明細書等に記入してある委員名により確認する」とされた確認方法と整合を図る。

1. 担い手との連携による農地利用の最適化の推進

　　　 認定農業者、農業法人、農業農村指導士等との定期的な意見交換などにより連携を強化し、担い手の意向を現地活動に反映させる。

1. 市町村、農業公社、農業協同組合、土地改良区と協働による農地利用の最適化の推進

　　　 農地利用の最適化の推進は、市町村、農業公社、農業協同組合、土地改良区が役割を分担しながら協働で取り組むことが効果的であることから、担い手への農地集積・集約及び遊休農地の現状と課題を共有し、対策を協議する。

４　（一社）岩手県農業会議業務推進の充実強化

　　農業委員会ネットワーク機構として、以下の業務の充実強化を図り、農業委員及び推進委員の現

地活動、農業委員会の業務推進の改善を支援する。

1. 農業委員及び推進委員、農業委員会事務局職員を対象に農地利用の最適化の推進に係る研修

会等の充実を図ること

1. 県内及び他都道府県の農地利用最適化推進優良事例の横展開を図ること
2. 農業委員会組織農地利用最適化推進活動方針に基づく活動状況を定期的に確認し、改善案を

提示すること

1. 農地利用状況調査や非農地判断のガイドラインを提示すること
2. 農業公社と農業委員会間の事務手続きが遅滞なく行われるよう支援すること
3. 担い手の意向を農地中間管理事業に反映させるため、法人協会及び認定協と農業公社との定

期的な意見交換会を開催すること

⑦　岩手県、農業公社、岩手県農業協同組合中央会、岩手県土地改良事業団体連合会と担い手への農地集積・集約及び遊休農地の現状と課題を共有し、対策を協議する機会を設けること